

## 浜松市博物館関連施設管理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浜松市博物館の関連施設（以下「関連施設」という。）の管理等について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第 2 条 関連施設の名称及び位置は別表第 1 のとおりとする。

(事業)

第 3 条 関連施設は、収蔵展示施設として、地域の考古、歴史、民俗等に関する博物館資料を保管し及び展示する。

(資料の観覧)

第 4 条 関連施設は、施錠管理とするが、見学希望があるときは、資料の観覧に供する。

### 別表第 1（第 2 条関係）

名 称	位 置
旧浜松市龍山郷土文化保存伝習施設	浜松市天竜区龍山町戸倉 221 番地の 1
旧浜松市水窪カモシカと森の体験館	浜松市天竜区水窪町山住 96 番地の 1

### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。